



第23回 自殺対策事業について

人権擁護委員会 格差問題部会 高井 健太郎 (71期)

昨年2022年の統計によれば、全国の自殺者数は2万1881人であり、一昨年2021年と比較して、50歳代及び60歳代での自殺死亡率が大きく上昇していることが特徴となっている（警察庁自殺統計原票等をもとに厚生労働省が作成したデータ）。

当会を含む東京三弁護士会では、東京都地域自殺対策強化補助事業として、日本弁護士連合会、東京精神保健福祉士協会、及び法テラス東京の後援のもと、「こころといのちの法律相談」を実施している。これは、弁護士と精神保健福祉士の精神の専門家がタッグを組んで、借金、家庭内暴力、過労・パワハラ、いじめ、性犯罪被害、うつ等の悩みを抱え追い詰められている方々に対して、無料で電話相談に応じるというものである。「——法律相談」と銘打っているものの、周知のとおり個々の自殺の背景には経済・生活問題、健康問題、家庭問題、職場問題など複合的な要因が連鎖している。相談員が弁護士であったとしても、法律問題として解決できることはごく一部であるという自覚のもと、「法律問題」の枠に直ちに落とし込んで回答するのではなく、まずは悩みを抱える方々の話に耳を傾けて（傾聴）、いっしょになって悩みを考える（寄り添い）という姿勢がここでは求められる。そのうえで、把握した全体の問題状況に応じて、傍らに待機する精神保健福祉士等のアドバイザーに引き継いだり、他の支援機関につなぐなどの役割が求められている。

「こころといのちの法律相談」に寄せられる悩みの全体の傾向としては、債務、相続、生活保護などの経済問題や親族間の家庭問題に関わるものが比較的多く、それらの問題について相談できる環境になく精神的にも孤立を深めているというのが相談員を担当した弁護士の感触である。相談員担当者は、悩みを抱える方々との適切なコミュニケーション、具体的

な対応方法を学ぶため、毎年専門家による事前研修（2022年は日本医科大学精神医学教室所属の大高靖史医師が担当）も受けている。

「こころといのちの法律相談」は、昨年度において2022年9月から2023年1月にかけて計7回（1回につき2～4時間）実施された。そのうちの1回に私も相談員として参加した。東京、関東圏に限らず全国からの悩み相談が寄せられており（関東圏からの発信に限り通話料無料のフリーダイヤルがある）、実際に私が受けた悩み相談の一つは近畿圏の方からのものであった。生き死に関わる悩みを持った方々にとって、見ず知らずの第三者に悩みを打ち明けることそれ自体が重圧であるとともに、赤の他人であればこそ話を聞いてもらいたいというアンビバレントな状態におられるのだろう。最初のうちはぎこちなく恐る恐るしゃべってくださる感じであるが、聴く側のトーンをなるべく穏やかにして聞き役に徹することで、語る側のトーンもだんだん安らかになっていき、問題の全体像が見えてくることを感じた。そして、相談内容が熟してきたところで、傍らで待機していた精神保健福祉士や公認心理師のアドバイザーの方が「引き取りましょうか」とタイミングよく声をかけてくれる。介入してくれたアドバイザーの方による電話での応答から学ぶことは多く、自殺予防にかかるスキルや知識を蓄積する以上に、場数を踏むこと、日々の実践を重ねることの必要性を感じた次第である。

2022年度「こころといのちの法律相談」集計より

借金等の債務問題 2件／生活保護問題 7件／相続問題 5件／親子・夫婦間等の家族問題 18件／パワハラ・解雇等の労働職場問題 11件／精神不調や住居不安等の生活問題 14件／その他 22件